

議会運営委員会記録

令和4年6月28日（火）
予算決算委員会終了後
開議 11時00分
閉議 11時14分
全員協議会室

出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕 上野議員、芦谷議員、西田議員
〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長
〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記
-

議 題

- 1 令和4年6月浜田市議会定例会議について
 - (1) 議会追加提出議案について
 - ア 発議第8号 請願第3号 「子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について」に対する附帯決議について
- 2 6月20日の議会運営委員会における委員の発言の取消しについて
- 3 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[11 時 00 分 開議]

布施委員長 | ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は10名で定足数に達している。レジュメに沿って進めていく。

1 令和4年6月浜田市議会定例会議について

(1) 議会追加提出議案について

ア 発議第8号 請願第3号 「子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について」に対する附帯決議について

布施委員長 | 資料1を見てほしい。発議第8号、請願第3号、子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願についてに対する附帯決議についてである。

河上局長 | 先日の福祉環境委員会で請願第3号が採択すべきものとされた。本会議で採択された場合は、追加日程とし、福祉環境委員会から提出される附帯決議を本議会で諮ることとしたい。提案説明は福祉環境委員長が行う。なお、質疑は行うが、委員会付託はなしとさせていただきたい。

布施委員長 | ただいまの説明について質疑等はあるか。
(「なし」という声あり)

2 6月20日の議会運営委員会における委員の発言の取消しについて

布施委員長 | 6月20日の議会運営委員会における発言について、複数の委員から、取り消しの許可を求められた。申し出のあった委員の発言を順次許可する。指名するので、その委員はお願いする。沖田委員。

沖田委員 | (以下、発言取消しの申し出)

なお、6月20日に審査した陳情第47号に対する私の表決に変更はない。取り消し理由は、陳情書が公文書ではないと誤認した発言をしたためである。

布施委員長 | 続いて足立委員。

足立委員 | (以下、発言取消しの申し出)

なお、6月20日に審査した陳情第47号に対する私の表決に変更はない。取り消しの理由は、陳情書が提出された時点では公文書ではないと誤認し、それを前提に発言したためである。なお、補足だが、この陳情についての私の反対理由は、陳情書がその事実確認等について精査されておらず、場合によっては不利益を被る恐れがあるため、陳情書の取扱いについては現状のままでよいと考える。

布施委員長 | 続いて串崎委員。

串崎委員

(以下、発言取消しの申し出)

なお、6月20日に審査した陳情第47号、公人は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情については、私の表決に変更はない。取り消しの理由は、陳情書は公文書には当たらないと誤認し、発言したためである。

布施委員長

続いて柳楽委員。

柳楽副委員長

(以下、発言取消しの申し出)

発言の取り消しを行ったが、表決結果に変更はない。

布施委員長

続いて肥後委員。

肥後委員

(以下、発言取消しの申し出)

なお、6月20日に審査した陳情第47号、公人は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について、私の表決に変更はない。取り消し理由は、陳情書は公文書ではないと間違っ認識して発言したためである。

布施委員長

ただいま、各委員の取り消し発言があった。この際、皆さんにお諮りする。ただいまの5名の委員からの発言の取り消し申し出について、それぞれ許可することに異議はないか。

川上委員

発言取り消しはよいが、言葉を重ねたことはいかかなものかと思う。当日の発言を取り消したのはよいが、本日新しい言葉を追加したことが本当によいのか、審議してほしい。

河上局長

この件については全国市議会議長会に問い合わせたところ、発言の取り消しは趣旨の変更を伴うことという回答を得たので、今回のような判断をした。

川上委員

趣旨が変わったわけではないので問題はないが、今回このように言葉を追加されたので、これが本当によいのかどうか確認願いたい。

布施委員長

委員長として、今皆さんの発言の取り消しを許可したが、その中で、誤認をしたという意味合いの部分が出てきて、それに対して自分が、採決結果は変わらないが、誤認したために、皆さんに、陳情者に対して、違う結果になったじゃないかという可能性があったために、自分の発言を許可するということで誤認したということと言われた。その誤認に対して自分の正当性の部分の、審議するとき、自分はこう思ったということだけだったと思うが、それを追加したとか、そういう考え方はなかったと思う。

川上委員

当日の発言の中で、結論から申し上げますと反対という言葉をしている。最後に、現状のままの対応でよろしいかと思いますと、この二言だけでよかったと私は思う。補足で、言葉を重ねる必要はなかったのではないかと考えているので、その点についてどうかと聞いている。

布施委員長

それは川上委員の考え方であって、委員個人の責任を持って取り消されたわけなので、私はそれでよいと思うが、それでは認識いた

川上委員

だけないか。

前言を取り消すのはわかるが、前言に対して新しく言葉を使うことはいかがなものかと思う。前言の最初と最後だけを出せば十分ことは足りるのではないかと言いたただけである。

布施委員長

先ほどの取り消し発言について川上委員から申し出があったが、このまま議事を進めてよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、ほかにないか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認める。よって、5名の委員からの発言の取り消し申し出について、それぞれ許可することと決した。なお、発言の取り消し申し出において、5名とも、陳情第47号に対する表決に変更はないとのことなので、委員会の採決結果にも変更はない。

委員長として委員に注意しておきたい。このような発言取り消しが今後ないように十分気をつけていただきたいことと、当然のことだが、各委員の表決結果や反対理由については、各委員の責任においてきちんと説明責任を果たしていただくようお願いする。

3 その他

布施委員長

議題3、その他に何かあるか。

(「なし」という声あり)

以上で議会運営委員会を終了する。

[11 時 14 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司